

6月1日から 伊吹山山頂と 米原駅周辺が 禁煙に

環境美化条例に基づく 「美化重点区域」および 「喫煙禁止区域」の 指定について

お問い合わせ
経済環境部 環境保全課(伊吹庁舎)
☎58-2230 ㊟58-1630



平成23年7月から施行された「米原市環境美化条例」に基づいて、ごみのポイ捨ての防止や喫煙マナー向上のために、特に必要がある区域を「美化重点区域」および「喫煙禁止区域」として6月1日から指定します。

指定するのは、伊吹山山頂周辺と米原駅周辺の2つで、この区域内では次の行為が禁止されます。

指定区域での禁止行為

- ① ごみのポイ捨て
- ② 犬のフンの放置
- ③ 喫煙



市では、ボランティア団体等のみならず、みなさんのご協力をいただきながら、指定区域の啓発を行うとともに、指定後は定期的にパトロールを行って、違反者を見つけた場合には指導していきます。

かけがえのない地域の環境を守っていくために、市民のみならずのご理解とご協力をお願いします。



区域内には路上シールや看板を設置するなど、区域の指定をわかりやすくお知らせしていきます。

「光化学スモッグ」 について知っておこう！



お問い合わせ
県 環境政策課
☎077-528-3357
市 環境保全課
☎58-2230

発生のメカニズム

工場の煙や自動車の排気ガスなどに含まれる大気汚染物質が太陽からの紫外線によって化学反応を起こすと、刺激性のある「光化学オキシダント」と呼ばれる物質が発生します。この濃度が高くなると、白くもやがかかった「光化学スモッグ」が発生します。4月から10月にかけて、天気良くて気温が高く、風の弱い日に発生しやすくなります。

注意報の発令基準

光化学スモッグ注意報等は、これまで県内の一部地域を発令対象としていましたが、今年の1月から県内全域が対象になりました。

エコフオスター活動 団体参加者募集中！

市では、地域のごみ拾いや草刈などの美化活動を行うボランティア団体に対して、補助や支援を行う事業を実施しています。

参加団体を随時募集していますので、ご希望の場合は環境保全課までご連絡ください。

● 実施区域

市が管理する公共の場所

● 参加要件

3人以上で構成されるボランティア団体に、年6回以上の定期的な活動をしていただける団体

平成23年度に ご協力いただいたみなさん

- ▶ 特定非営利活動法人いきいきおうみ
- ▶ オオサワ株式会社
- ▶ ほおずき作業所
- ▶ 米原区公民館
- ▶ ヤンマー株式会社 中央研究所
- ▶ ヤンマー農機製造株式会社

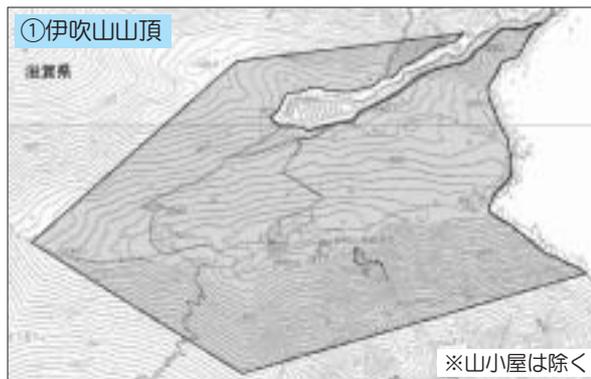
(五十音順・敬称略)



指定区域① 伊吹山山頂周辺

伊吹山には毎年多くの観光客が訪れますが、マナーやモラルのない人が増え、ごみのポイ捨てや、犬のフンの放置などが見受けられません。

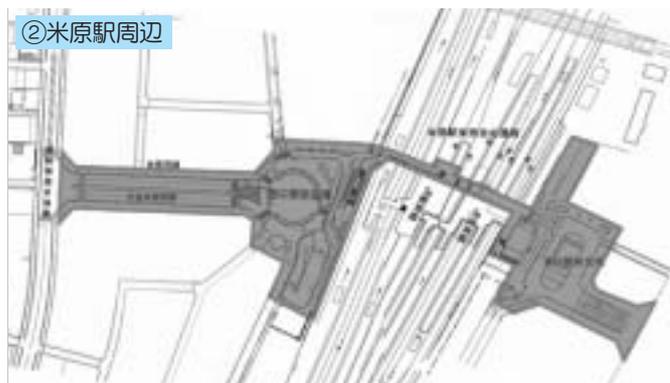
区域指定することによって登山者のマナーの向上を図り、希少な山地草原や固有植物など、伊吹山の美しい自然環境を守っていきま



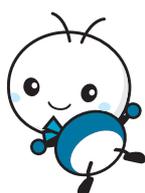
指定区域② 米原駅周辺

米原駅は、滋賀県で唯一の新幹線停車駅であり、県内外から不特定多数の方々が利用されています。

駅周辺の環境整備は完了しましたが、依然としてごみのポイ捨てが多いため、区域指定によってさらなる利用者へのマナー向上を図り、湖国の玄関口である米原駅を清潔に保つていきます。



「しらがメール」に登録すると注意報の発令情報をメールで受け取ることができるよ。詳しくはこちらのQRコードから。



注意報が発令されたら

米原市の場合には彦根が基準測定点となり、光化学オキシダントの濃度が0・12 ppm以上で、気象条件からみてその濃度が継続すると認められる場合に、光化学スモッグ注意報が発令されます。さらに、0・24 ppm以上になれば警報が発令されます。

ちなみに、県内の過去10年間の注意報発令日数は、1年あたり平均4・4日で、県内での健康被害はありませんでした。

- ・ 目やのどに刺激を感じた場合は、目の洗浄やうがいをし、必要に応じて医師の診断を受けてください。
- ・ できるだけ外出を控えるようにしてください。特に呼吸器系の疾病をお持ちの方は注意が必要です。
- ・ 状況に応じて屋外運動を中止してください。